



かながわけん とうじしゃめせん しょうがいふくし すいしんじょうれい  
**「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例**  
い しゃかい めざ  
ともに生きる社会を目指して～  
もと きほんけいかく かしょう さくせい  
**に基づく基本計画(仮称)の作成について**

れいわ ねん がつ にち  
**令和5年8月25日**

ふくし こ きよくふくしふ しょうがいふくしか  
**福祉子どもみらい局福祉部 障害福祉課**

Kanagawa Prefectural Goverment

## 1. 条例に基づく基本計画の策定について

かながわけんとうじしゃめせん しょうがいふくしすいしんじょうれい い しゃかい めざ  
「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が令和5年4月に施行された。

### じょうれいさくてい りゅう 条例策定の理由

すべ しょうがいとうじしゃ しょうがい りゅう  
全ての障害当事者が、障害を理由とするいかなる差別及び虐待を受けることなく、  
ほんにん のそく じつけん  
本人の望む暮らしを実現することができる、「ともに生きる社会かながわ」を  
かたちづく とうじしゃめせん しよう ふくし  
形作っていくためには、当事者目線の障がい福祉の理念や目的、責務等を市町村や  
じぎょうしゃ けんみん きょうゆう  
事業者、県民と共有することが必要である

ちいききょううせいしゃかい  
地域共生社会

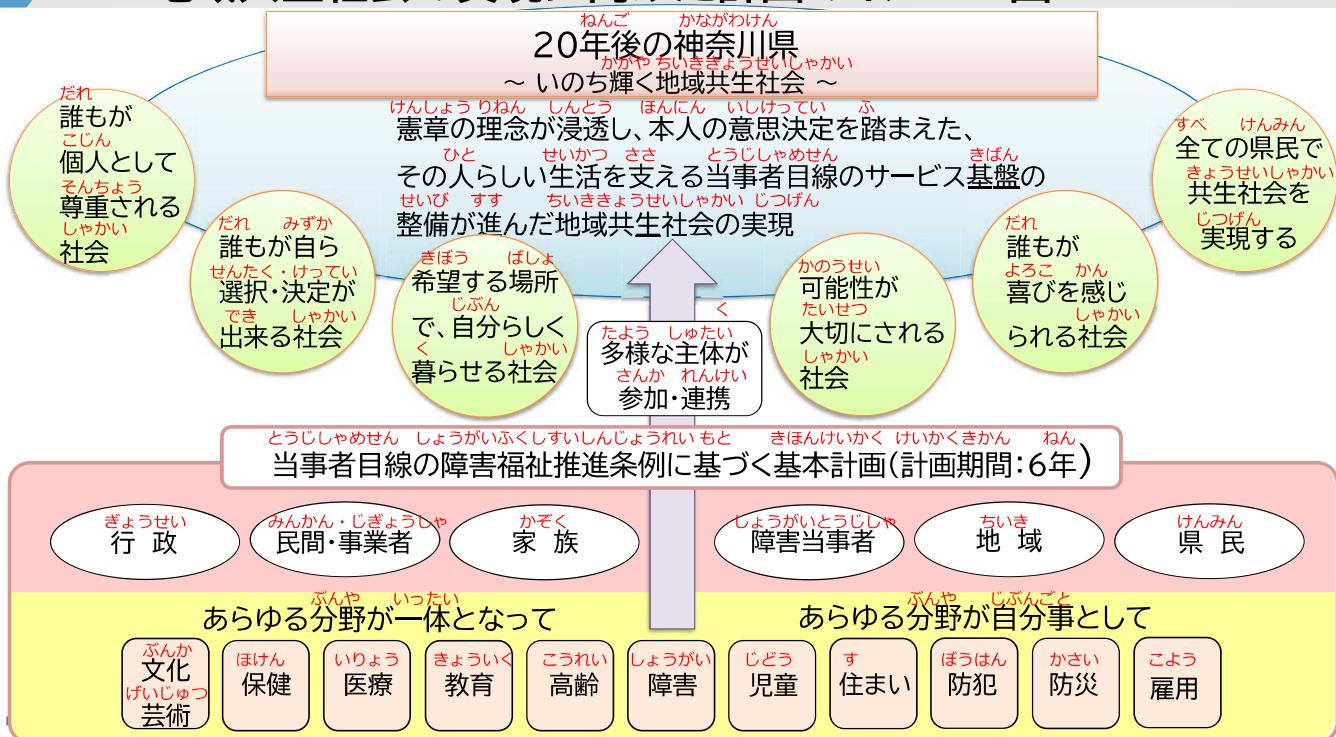
### けいかくさくてい こんきょ 計画策定の根拠

とうじしゃめせん しょうがいふくし かん しさく そうごうてき けいかくてき すいしん はか  
当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために  
どうじしゃめせん しようがいふくし すいしん かん ぎほんてき けいかく さだ  
当事者目線の障害福祉の推進に関する基本的な計画を定めなければならない  
だい じょう  
(第8条)

れいわ ねん がつ めざ さくていさぎょう すす  
としており、令和6年3月を目指し、策定作業を進めている。

Kanagawa Prefectural Goverment

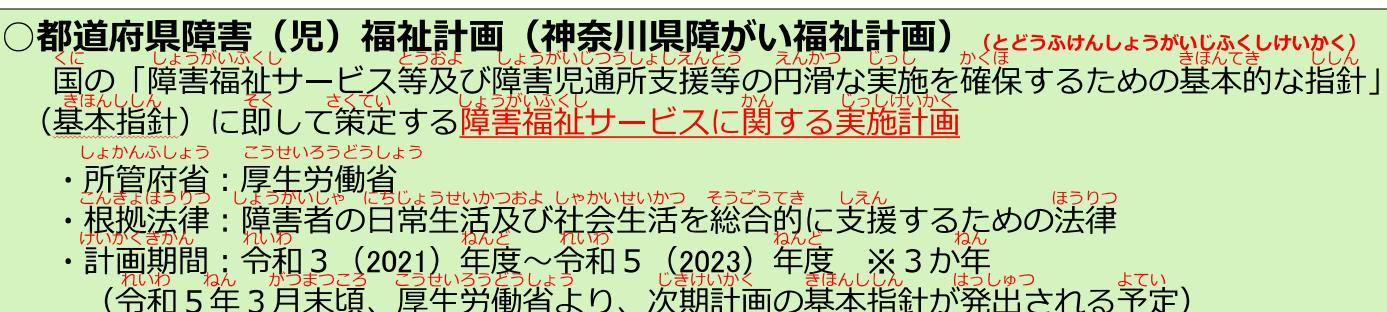
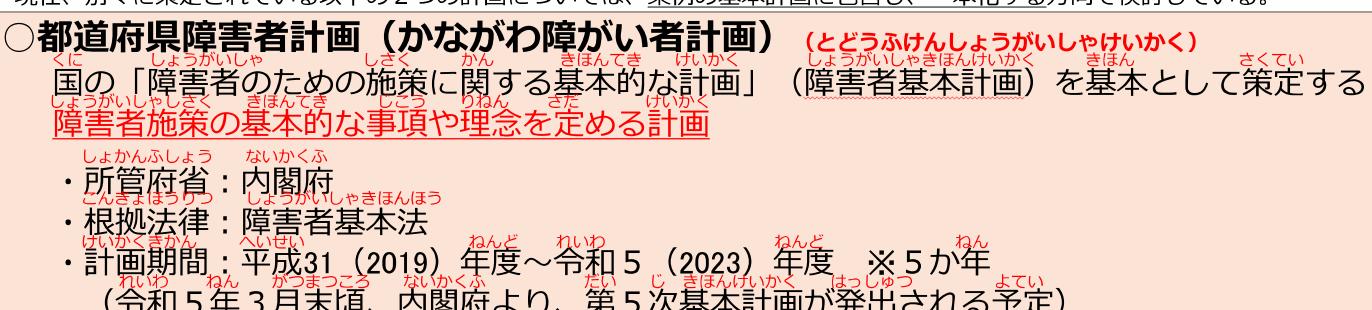
## 2. 地域共生社会の実現に向けた計画のイメージ図



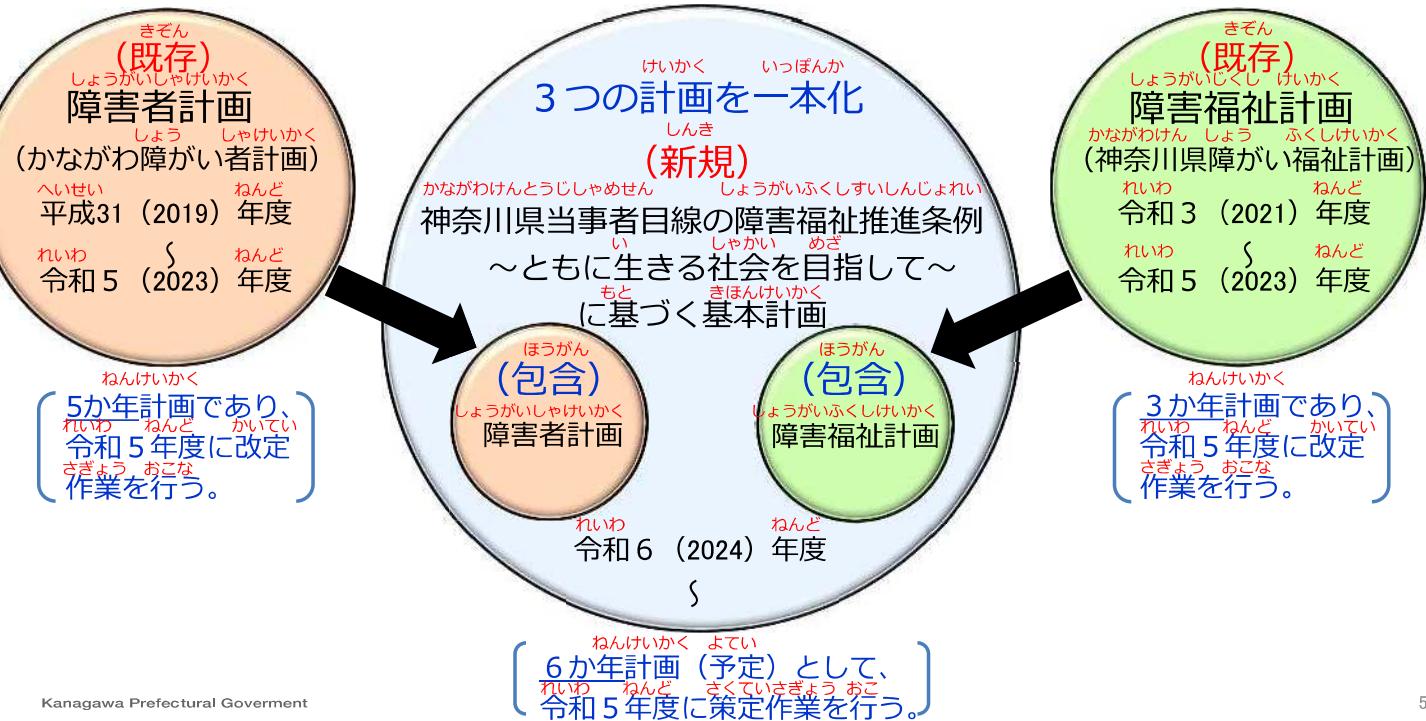
3

## 3. 障害者計画・障害(児)福祉計画とは

現在、別々に策定されている以下の2つの計画については、条例の基本計画に包含し、一本化する方向で検討している。



## 4. 条例に基づく新たな計画のイメージ



5

## 5. 計画の構成

計画は大きく分けて、「総論」と「各論」の2つから構成する。

### 総論

県が目指す社会の実現に向けて、施策をどのように推進していくのか、考え方・理念的な内容を記載する。

### 各論

条例の第9条に基づき、「当事者目線の障害福祉」の推進に必要な施策の方向性を記載する

## 6. 総論の構成

### 記載する予定の内容

- 神奈川県が、「当事者目線の障害福祉」の考えに至った経緯
- 神奈川県が、「どのような社会を目指していくのか」という展望・目標

- ▶ 個人として尊重されること
- ▶ 障害者が自己決定できるようにすること
- ▶ 障害者が、希望する場所で、自分らしく暮らすこと
- ▶ 障害者の可能性を大切にすること
- ▶ 障害者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ▶ すべての県民で地域共生社会を実現すること

- 「当事者目線の障害福祉」の考え方、定義
- 神奈川県の障害者の状況や、国・国連の動向(対日審査と勧告)
- 計画の構成(計画の位置付け、計画期間)、計画の基本理念 等

Kanagawa Prefectural Government

## 7. 各論の構成(4つの柱)

### ▶ すべての人のいのちを大切にする取組み

1. すべての人の権利を守るしくみづくり
2. ともに生きる社会を支える人づくり

### ▶ 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

3. 安心して暮らせる地域づくり
4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

### ▶ 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

5. 社会参加を促進するための環境づくり
6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

### ▶ 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

7. ともに生きるための意識づくり
8. ともに育つための教育の振興
9. ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

# すべての人のいのちを大切にする取組み

## 1. すべての人の権利を守るしくみづくり

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

(2) 障害を理由とする差別の解消

(3) 意思決定支援の推進

## 2. ともに生きる社会を支える人づくり

(1) 障害福祉を支える人材の確保・育成

(2) 保健・医療を支える人材の確保・育成

## 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

## 3. 安心して暮らせる地域づくり

(1) 相談支援体制の構築

(2) 地域生活移行支援等の充実

## 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

(1) 障害福祉サービス等の整備・充実と、質の向上

(2) 地域における支援体制の整備

(3) 保健・医療施策の推進

(4) 障害のある子どもへの支援の充実

(5) 障害当事者やその家族等への支援の充実

(6) 支援者の負担軽減に向けた取組の推進

## 5. 社会参加を促進するための環境づくり

- |   |   |
|---|---|
| (1) 誰もが住みやすいまちづくり<br>すいしん の推進               | (4) デジタル技術を活用した障害者支援<br>じゅうじつ の充実                       |
| (2) 意思疎通支援の充実<br>いし そつう しえん ジュウジツ           | (5) 防災及び災害発生時の体制整備<br>ぼうさいおよ さいがいはっせいじ たいせい せいび         |
| (3) 行政情報等のアクセシビリティ<br>りべんせい こうじょう (利便性) の向上 | (6) 犯罪被害や消費者トラブルの防止と<br>ひがいしゃ しえん じゅうじつ 被害者支援の充実<br>ぼうし |

## 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

- |                                 |
|---------------------------------|
| (1) 就労支援の充実<br>じゅうろうしえん じゅうじつ   |
| (2) 障害者雇用の促進<br>じょうがいしゃごよう そくしん |

## 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

### 7. ともに生きるための意識づくり

- |   |
|---|
| (1) 当事者目線の障害福祉の理念の普及啓発<br>とうじしゃ めせん じょうがいふくし りねん ふきゅうけいはつ |
| (2) 障害の理解と差別解消の促進<br>じょうがい りかい さべつかいしよう そくしん              |
| (3) 障害者主体の活動の促進<br>じょうがいしゃしゅたい かつどう そくしん                  |

### 8. ともに育つための教育の振興

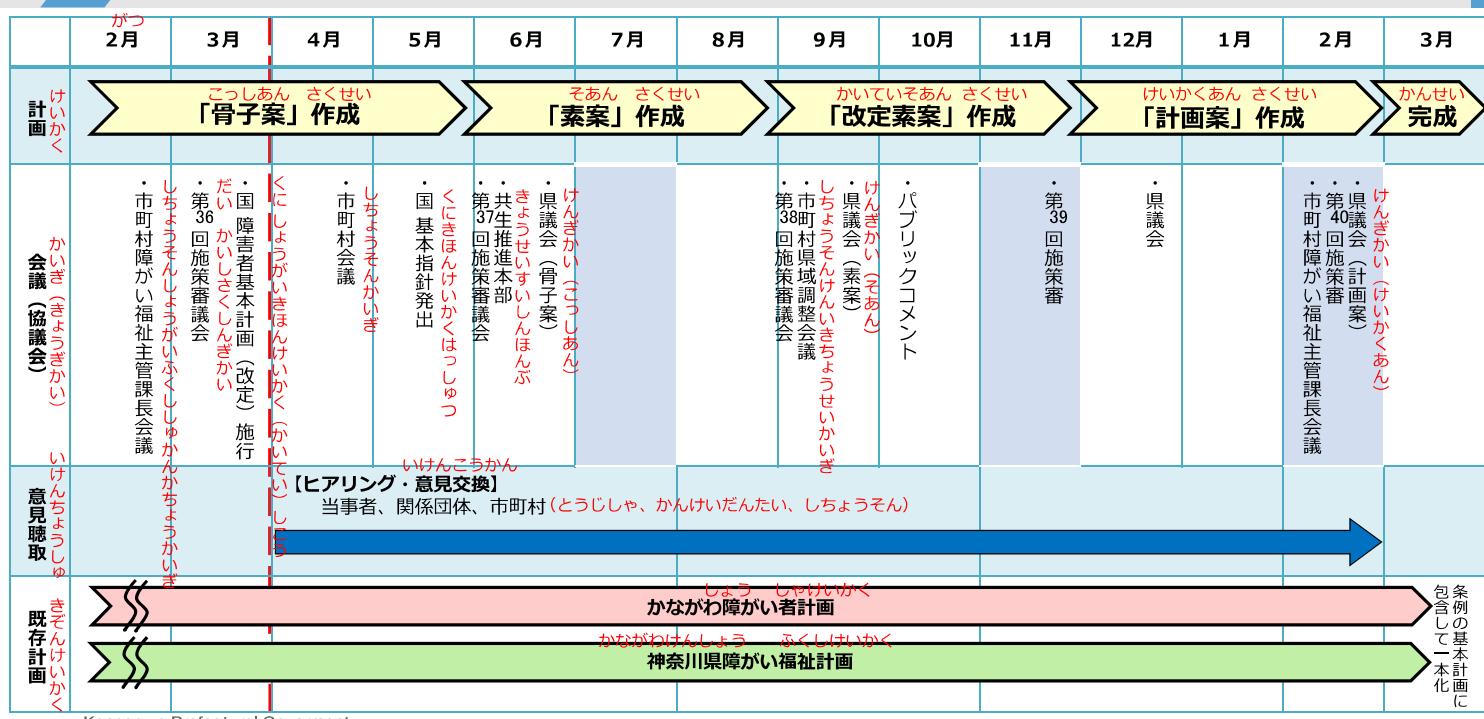
- |                                |
|--------------------------------|
| (1) 教育環境の整備<br>きょういくかんきょう せいび  |
| (2) インクルーシブ教育の推進<br>きょういく すいしん |

### 9. ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

- |   |
|---|
| (1) 文化芸術及び、余暇活動等の取組みの推進<br>ぶんかげいじゅつ およ よか かつどうとう とりく すいしん |
| (2) スポーツ活動等の取組みの推進<br>かつどうとう とりく すいしん                     |

## 8. 計画の策定に向けた全体スケジュール(予定)

※ 同文はルビ省略



Kanagawa Prefectural Government